

一般名処方と後発医薬品の使用体制について

■ 一般名処方について

- ・ 当院では商品名又は一般名を記載した処方箋を交付しています。
- ・ 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）を記載して処方することを一般名処方といいます。
- ・ 一般名処方の場合、厚生労働省が示している記載方法により、以下のとおり記載されます。

【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」

- ・ 一般名処方で記載された処方せんを受け取った場合、有効成分が同一である医薬品が複数（先発医薬品やジェネリック医薬品）あれば、薬剤師と相談して、患者さん自身が選ぶことができます。

※ 「変更不可」欄に「✓」又は「×」がある場合、ジェネリック医薬品への変更はできません

- ・ ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分で、効き目・品質・安全性が同等な医薬品ですが、先発医薬品よりも価格が安く設定されており、患者さんの負担軽減につながります。

■ 後発医薬品の使用体制について

- ・ 当院は後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っています。
- ・ 医薬品の供給が不足等した場合には、治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を整備しています。
- ・ 医薬品の供給状況により、投与する薬剤を変更する可能性があります、変更する場合には説明のうえ変更いたします。



独立行政法人 国立病院機構

横浜医療センター